

# 令和7年度水質検査計画

## はじめに（水質検査計画について）

東秩父村建設課では、村内に供給している水道水が水道法の水質基準に適合し、安全で良質な水であることをご理解いただくための指針として「水質検査計画」を策定いたしました。この水質検査計画は、東秩父村の水道原水及び水道水の状況を踏まえ、また利用者の意見を参考にして、今後毎年見直していきます。

## 水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 水質検査項目、採水地点、採水頻度
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法（水質検査体制）
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. その他配慮すべき事項

### 1. 基本方針

- (1) 水質検査は、浄水場などの系統を代表する給水栓で行います。また、水質汚染を監視する目的で、水道原水（表流水、井戸水）の検査も行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目を実施します。  
その他にカプトスポリジウム<sup>カプトスポリジウム</sup>の指標菌などの項目も、供給している水道水がより安全で良質であることを確認するために検査を実施します。
- (3) 水質汚濁事故等のように、水道水の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては、速やかに臨時検査を実施します。

### 2. 水道事業の概要

- (1) 給水状況（令和6年度）

#### ①給水区域

西地区簡易水道 坂本・皆谷・白石地区 約4.3 km<sup>2</sup>

給水人口 789人

東地区簡易水道 安戸・御堂・奥沢地区 約2.5 km<sup>2</sup>

給水人口 1,169人

萩平地区簡易水道 萩平地区 約0.5 km<sup>2</sup>

給水人口 70人

堂平・白石地区簡易水道 堂平・白石・和知場地区 約1.0 km<sup>2</sup>

給水人口 134人

大内沢簡易水道 大宝・井戸・居用地区 約0.7 km<sup>2</sup>

給水人口 140人

上ノ貝戸地区簡易水道 上ノ貝戸地区 約0.3 km<sup>2</sup>

給水人口 82人

②普及率 97.5%

③1日最大給水量 1,096 m<sup>3</sup>/日

④実績年間給水量 252,440 m<sup>3</sup>/年

## (2) 浄水場の名称及び浄水方法

白石浄水場 急速ろ過、後塩素処理  
清正公山浄水場 緩速ろ過、後塩素処理  
帯沢浄水場 緩速ろ過、後塩素処理  
萩平浄水場 緩速ろ過、後塩素処理  
堂平・白石地区浄水場 急速ろ過、前塩素及び後塩素処理  
大宝浄水場 急速ろ過、前塩素及び後塩素処理  
上ノ貝戸浄水場 急速ろ過、前塩素及び後塩素処理

## (3) 水源の名称及び種別

白石浄水場 細山川水源 表流水  
清正公山浄水場 萩平川水源 表流水  
帯沢浄水場 帯沢川水源 表流水  
萩平浄水場 幽池ヶ沢水源 表流水  
堂平・白石地区浄水場 堂平・白石地区浄水場内取水井 浅井戸  
大宝浄水場 大宝浄水場内取水井 浅井戸  
上ノ貝戸浄水場 上ノ貝戸浄水場取水井 浅井戸

東秩父村の水道は簡易水道であり、上記7か所の水源からなっています。簡易水道とは計画給水人口101人以上5,000人以下の水道で比較的小規模な水道事業となっています。

## 3. 原水及び浄水の水質状況

水道原水は、表流水4か所と浅井戸3本からなっています。水質管理上、注意すべき項目としては表流水については臭気物質、クリプトスポリジウム等、浅井戸についてはトリクロエチレン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素等があげられます。

令和6年度の水質検査では水質基準を満たしており、安全で良質な水でした。

## 4. 水質検査項目、採水地点、採水頻度

### (1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果（遊離残留塩素濃度）の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を行います。

### (2) 水質基準項目の検査

浄水の水質基準項目については、過去の水質検査の結果を踏まえ基本的には（別表－1）の通り実施します。なお過去3年間の結果によって最大で3年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目もありますが、安全性や安心を考慮した検査を行います。

原水については水源の水質監視のために、年1回の原水全項目（39項目）検査を実施します（別表－2）。指標菌については毎月実施します。クリプトスポリジウムは年4回の検査を実施します。

## 5. 臨時の水質検査

以下のような場合には、臨時の水質検査を実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行したとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

## 6. 水質検査の方法

1日1回行う検査は自己検査とし、その他については水道法20条の厚生労働大臣登録検査機関に委託します。(検査機関選定に際しては、ISO9001やISO/IEC17025など(注1)国際的に通用する優良分析機関の認定を取得しているかについても参考にします。)

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度策定し、水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は東秩父村ホームページに掲載し、公表します。

## 8. その他配慮すべき事項

### (1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限値が得られ、基準値及び目標値の1/10付近の測定において、金属類では変動係数(CV)が10%以下、有機物では20%以下の検査を行う能力のある機関に委託します。また厚生労働省、埼玉県などが実施する外部精度管理への参加結果を、年度終了後3か月以内に提出させ、委託検査機関の精度管理の結果を確認しその検査結果を担保します。

### (2) 関係者との連携

水源井戸の周辺で、水質事故が発生した場合は、東秩父村建設課、保健所、埼玉県と連携し、情報交換を行いながら迅速かつ適切な対応に努めます。

### 注1：ISO9001：品質マネジメントシステム

品質管理及び品質保証のための国際標準モデルとしてISO（国際標準化機構）によって1987年に制定されました。2000年に大幅な改訂が行われ品質マネジメントシステムとなりました。9001は製品の品質保証と、顧客満足及び改善を含む組織の管理まで踏み込んだ品質マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格です。

### ISO/IEC17025：試験所認定制度

試験所の管理システムと試験の実行能力について国際的に認められた品質を保証します。「試験所認定制度」とは、試験所が発行する試験報告書の信頼性を確保するために、国際規格であるISO/IEC17025（試験所の能力に関する一般要求事項）に基づいて、試験所の管理システムと試験の実行能力に関し、その分野の専門家が審査し、適正な試験結果を出す能力のあることを認定する制度です。

## 令和7年度水質検査地点と検査頻度

地点 浄水7地点

東秩父村-浄-1 内手観光便所

東秩父村-浄-5 堂平観光便所

東秩父村-浄-2 東秩父村役場

東秩父村-浄-6 大内沢消防車庫

東秩父村-浄-3 安戸児童公園

東秩父村-浄-7 上ノ貝戸浄水場

東秩父村-浄-4 萩平ゲートボール場

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
基01	一般細菌	○			
基02	大腸菌	○			
基03	カドミウム及びその化合物			○	
基04	水銀及びその化合物			○	
基05	セレン及びその化合物			○	
基06	鉛及びその化合物			○	
基07	ヒ素及びその化合物			○	
基08	六価クロム及びその化合物			○	
基09	亜硝酸態窒素		○		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○		
基12	フッ素及びその化合物			○	
基13	ホウ素及びその化合物			○	
基14	四塩化炭素			○	
基15	1,4-ジオキサン			○	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	
基17	ジクロロメタン			○	
基18	テトラクロロエチレン			○	
基19	トリクロロエチレン			○	
基20	ベンゼン			○	
基21	塩素酸		○		
基22	クロロ酢酸		○		
基23	クロロホルム		○		
基24	ジクロロ酢酸		○		
基25	ジブロモクロロメタン		○		
基26	臭素酸		○		
基27	総トリハロメタン		○		
基28	トリクロロ酢酸		○		
基29	プロモジクロロメタン		○		
基30	プロモホルム		○		
基31	ホルムアルデヒド		○		
基32	亜鉛及びその化合物			○	
基33	アルミニウム及びその化合物		○浄-6,7のみ	○	
基34	鉄及びその化合物			○	
基35	銅及びその化合物			○	
基36	ナトリウム及びその化合物			○	
基37	マンガン及びその化合物			○	
基38	塩化物イオン	○			
基39	Ca、Mg等(硬度)		○浄-5,6,7	○浄-1,2,3,4	
基40	蒸発残留物		○浄-5,6,7	○浄-1,2,3,4	
基41	陰イオン界面活性剤			○	
基42	ジェオスミン			○	○
基43	2-メチルイソボルネオール			○	○
基44	非イオン界面活性剤			○	
基45	フェノール類			○	
基46	有機物(TOC)	○			
基47	pH値	○			
基48	味	○			
基49	臭気	○			
基50	色度	○			
基51	濁度	○			
	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)			○	

## 令和7年度水質検査地点と検査頻度

地点 原水7地点

東秩父村-原-1	白石浄水場細山水源	東秩父村-原-5	堂平・白石浄水場内水源井
東秩父村-原-2	清正公山浄水場萩平川水源	東秩父村-原-6	大宝浄水場内水源井
東秩父村-原-3	帯沢浄水場帯沢川水源	東秩父村-原-7	上ノ貝戸浄水場上ノ貝戸水源井
東秩父村-原-4	萩平浄水場幽池ヶ沢水源		

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
基01	一般細菌			○	
基02	大腸菌			○	
基03	カドミウム及びその化合物			○	
基04	水銀及びその化合物			○	
基05	セレン及びその化合物			○	
基06	鉛及びその化合物			○	
基07	ヒ素及びその化合物			○	
基08	六価クロム及びその化合物			○	
基09	亜硝酸態窒素			○	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	
基12	フッ素及びその化合物			○	
基13	ホウ素及びその化合物			○	
基14	四塩化炭素			○	
基15	1,4-ジオキサン			○	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	
基17	ジクロロメタン			○	
基18	テトラクロロエチレン			○	
基19	トリクロロエチレン			○	
基20	ベンゼン			○	
基21	塩素酸				
基22	クロロ酢酸				
基23	クロロホルム				
基24	ジクロロ酢酸				
基25	ジブロモクロロメタン				
基26	臭素酸				
基27	総トリハロメタン				
基28	トリクロロ酢酸				
基29	ブロモジクロロメタン				
基30	ブロモホルム				
基31	ホルムアルデヒド				
基32	亜鉛及びその化合物			○	
基33	アルミニウム及びその化合物			○	
基34	鉄及びその化合物			○	
基35	銅及びその化合物			○	
基36	ナトリウム及びその化合物			○	
基37	マンガン及びその化合物			○	
基38	塩化物イオン			○	
基39	Ca、Mg等(硬度)			○	
基40	蒸発残留物			○	
基41	陰イオン界面活性剤			○	
基42	ジェオスミン			○	
基43	2-メルカプトホルネール			○	
基44	非イオン界面活性剤			○	
基45	フェノール類			○	
基46	有機物(TOC)			○	
基47	pH値			○	
基48	味				
基49	臭気			○	
基50	色度			○	
基51	濁度			○	
	嫌気性芽胞菌・大腸菌(定量)	○			
	クリプトスポリジウム・ジアルジア		○		